

## 宮城県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、保育士資格の新規取得者の確保及び保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者(以下「潜在保育士」という。)の再就職支援を図るため、養成施設に在学する保育士資格の取得を目指す学生に対する修学に必要な資金及び潜在保育士に対する再就職のための準備に必要な資金を予算の範囲内で貸付けることにより、宮城県内における保育士人材の充足に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、「養成施設」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第18条の6に規定する指定保育士養成施設をいう。

2 この要綱において、「保育士」とは、法第18条の4に規定するものをいう。

### (貸付事業の実施主体)

第3条 保育士修学資金及び保育士再就職準備金(以下「貸付金」と総称する。)の貸付は、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)が行うものとする。

### (貸付けの対象)

第4条 保育士修学資金(以下「修学資金」という。)の貸付けの対象となる者は、養成施設に在学する者とする。

2 保育士再就職準備金(以下「再就職準備金」という。)の貸付けの対象となる者は、次の要件のいずれも満たす者で、再就職先において保育士として週20時間以上勤務する見込みであるものとする。ただし、修学資金の貸付における就職準備金の加算を受けた者を除く。

(1) 保育士登録を行った者。ただし、養成施設卒業生の場合は卒業後、6ヶ月以上経過した者

(2) 次に掲げる施設若しくは事業を離職した者(県内の施設若しくは事業である場合は離職後、6ヶ月以上経過した者。)又は当該施設若しくは事業に勤務経験のない者

イ 法第7条第1項に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園

ロ 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

ハ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

ニ 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

ホ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園

(3) 次に掲げる施設又は事業に新たに勤務する者

イ 法第7条第1項に規定する保育所

- ロ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園
- ハ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園のうち次に掲げるもの
  - (イ) 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
  - (ロ) ロに定める認定こども園への移行を予定している施設
- ニ 法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する事業であって、法第 34 条の 15 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による認可を受けたもの
- ホ 法第 6 条の 3 第 13 項に規定する病児保育事業であって、法第 34 条の 18 第 1 項の規定による届出を行ったもの
- ヘ 法第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業であって、法第 34 条の 12 第 1 項の規定による届出を行ったもの
- ト 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条第 1 項第 4 号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- チ 法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって法第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
- リ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」（令和 5 年 6 月 27 日こ成保第 70 号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 に定める企業主導型保育事業

#### （貸付けの期間及び貸付額）

- 第 5 条 修学資金の貸付期間は 1 年間とする。なお、貸付けに当たっては養成校に在学する期間（原則 2 年間を限度とする）のうち、同一の貸付対象者に対し、2 回までとする。
- 2 修学資金の貸付額は、月額 50,000 円以内とする。ただし、貸付けの初回に入学準備金として 200,000 円以内を、卒業時に就職準備金として 200,000 円以内をそれぞれ加算することができるものとする。また、貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯を含む。）の者であって、養成施設に入学し、在学する者については、養成施設に在学する期間の生活費の一部として、1 月当たり貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅（第 1 類）に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額

に相当する額以内の加算をすることができるものとする。

第4条第1項の対象者であって月額の貸付を受けていない者に対しては、最終学年の開始時（4年制の場合は4年開始時、2年制の場合は2年開始時）に、就職準備金のみ貸付けを行うことができるものとし、その場合の貸付額は、200,000円以内とする。この場合において、就職準備金のみの貸付対象者については、本要綱上、修学資金の貸付対象者と同様に取り扱うものとする。

3 再就職準備金の貸付額は、200,000円以内とする。なお、貸付けに当たっては同一の貸付対象者に対し、1回限りとする。ただし、貸付申請日の属する年度の前年度の1月における職業安定業務統計（厚生労働省）において、宮城県の保育士の有効求人倍率が全国平均を超える場合は、200,000円を加算し、400,000円以内とすることができるものとする。

#### (貸付方法及び利子)

第6条 貸付金は、県社協の会長（以下「会長」という。）と貸付対象者との契約（以下「貸付契約」という。）により貸し付けるものとする。

2 利子は、無利子とする。

#### (連帯保証人)

第7条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。この場合において、貸付金の貸付けを受けようとする者が未成年であるときには、連帯保証人は法定代理人でなければならない。ただし、貸付けを受けようとする者が児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくは児童自立生活援助事業所（以下「児童養護施設等」という。）に入所している児童又は里親若しくはファミリーホーム（以下「里親等」という。）に委託中の児童であって、法定代理人を保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合、児童養護施設等の施設長（里親等の場合は児童相談所長）の意見書等により貸付けを行うことで申請者の修業環境の確保が図られる場合には、保証人は法定代理人以外の者でも差し支えない。

2 連帯保証人は、貸付金の貸付けを受けた者と連帶して債務を負担するものとする。

#### (貸付契約の解除及び貸付の休止)

第8条 会長は、貸付契約の相手方（以下「貸付対象者」という。）が資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

2 会長は、修学資金の貸付対象者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで貸付を行わないものとする。

3 会長は、貸付対象者が貸付金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

(返還の債務の当然免除)

第9条 会長は、貸付対象者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 修学資金の貸付けを受けた者が、養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、宮城県内（ただし、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。以下同じ。）の従事先施設等において児童の保護等に従事し、かつ、5年間（過疎地域、離島及び中山間地域等において当該業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。）が当該業務に従事した場合にあっては、3年間）引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかつた場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。ただし、従事先施設等の法人における人事異動等（初任地を除く）により、貸付対象者の意思によらず、宮城県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。
- (2) 再就職準備金の貸付けを受けた者が、宮城県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかつた場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。  
ただし、従事する保育所等の法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、宮城県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。
- (3) 前2号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(返還)

第10条 貸付対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から15年（再就職準備金の貸付けを受けた者は3年）を超えない範囲で会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- (1) 貸付金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 修学資金の貸付けを受けた者においては、養成施設を卒業した日から1年以内に保

育士登録簿に登録しなかったとき。

- (3) 貸付対象者が宮城県内において第9条第1号又は第2号に規定する業務に従事しなかつたとき
- (4) 貸付対象者が宮城県内において、第9条第1号又は第2号に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。
- (5) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事することができなくなったとき。

(返還の債務の履行猶予)

第11条 会長は、貸付対象者が、修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

2 会長は、貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 宮城県内において第9条各号に規定する業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の債務の裁量免除)

第12条 会長は、貸付金の貸付対象者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡又は障害により貸付金を返還することができなくなったとき  
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
- (2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき  
返還の債務の額の全部又は一部
- (3) 宮城県内において2年以上、第9条第1号に規定する業務に従事したとき  
返還の債務の額の一部
- (4) 宮城県内において1年以上、第9条第2号に規定する業務に従事したとき  
返還の債務の額の一部

(延滞利子)

第13条 会長は、貸付対象者が正当な理由がなく、貸付金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収す

るのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

なお、返還すべき日とは、最終返還日の属する月の末日とする。

(会計経理)

第14条 会長は、この事業に関する特別会計を設け、会計経理を明確にするものとする。

この場合において、社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）に基づき、明確に区分するものとする。

- 2 貸付金運用によって生じた運用利益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、貸付金を管理する特別会計に繰り入れるものとする。
- 3 本事業を廃止した場合にあっては、当該事業廃止の年度以降、毎年度、当該年度において返還された貸付金に相当する額を県に返還するものとする。

(その他)

第15条 会長は、この要綱に定められていない事項、この要綱に定められた事項の取扱いが不明な事項等があった場合には、知事の指導又は助言を受けるものとする。

- 2 会長は、貸付けを受けた者から年1回以上現状等に関する届けを受けるものとする。
- 3 会長は、県、市町村等の関係機関と連携し、貸付対象者の把握に努めるものとする。
- 4 この要綱に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、県と県社協が適宜協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年11月30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行し、改正後の第1条及び第5条の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、第9条（1）に規定する過疎地域、離島及び中山間地域等において、令和5年度以降の決定者に対し、令和5年4月1日から適用とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和6年12月17日から適用する。
- 2 ただし、令和6年12月16日以前に貸付決定された者の取扱いは、なお従前の例による。